

平成29年度 第2回鶴岡市環境審議会 会議録

- 日 時 平成30年2月20日（火） 14：00～
- 会 場 鶴岡市役所本所 大会議室
- 議 事 (1) 報 告
 - ①鶴岡市生物多様性地域戦略（案）について
- (2) 協 議
 - ①第3次鶴岡市地球温暖化対策実行計画（案）について
 - ②鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドラインについて
- 出席委員
俵谷圭太郎、古山隆、小谷卓、田中芳昭、梶澤義継、高橋佳志、菅原眞一、平親義、水野重紀
- 欠席委員
平山明由、佐藤司、菅原勝、本間文夫、伊藤淳、宮崎重美、佐藤修、深野修一
- 市側出席職員
市民部長 佐藤茂巳、市民部環境課課長 東海林敦、同課長補佐 富樫昌明、
同専門員 井上崇、同主事 木村光希、同主事 佐藤英世
- 公開・非公開の別 公開
- 傍聴者の人数 1人
- 会議録

事務局	皆様、本日はお忙しい中、ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。それでは只今から平成29年度第2回鶴岡市環境審議会を開催いたします。本日の進行を務めさせていただきます、環境課長の東海林と申します。皆様どうぞよろしくお願いいたします。では、次第に従いまして進めさせていただきます。始めに、次第の2. あいさつを環境審議会の俵谷会長をお願いいたします。
会長	皆様、本日の審議会へのご出席、大変ご苦勞様です。本日は報告事項と協議事項2件がありますのでよろしくお願い致します。
事務局	会議の成立について事務局から報告させていただきます。
事務局	会議の成立につきまして事務局から報告いたします。環境審議会条例第6条第2項に審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことが出来ないと規定されております。本日は委員17名中、9名のご出席を頂いておりますので、本日の会議が成立していることを報告させていただきます。 続きまして資料の確認をさせていただきます。資料は次第と第3次鶴岡市地球温暖化対策実行計画（案）、鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドラインの改正についてとなっております。資料に不備がございましたらお申し出願います。
事務局	資料がよろしければ、3. 議事に入ります。ここからは、審議会条例第6条第1

	<p>項の規定によりまして、会議の議長を会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは議事に入ります。本日の終了時間をおおむね3時30分頃とさせていただきますと思います。皆様のご協力をお願いいたします。それでは、(1)報告の①鶴岡市生物多様性地域戦略(案)について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>鶴岡市生物多様性地域戦略については、保全に関する事や生物多様性を未来に伝えるため、そして市の施策においては、生物多様性地域戦略を意識した事業として進めることを目的として進めております。これまで、今年度に策定するスケジュールで進めておりましたが、市民や生物多様性に知見の深い有識者の皆様から更に広く意見をお聞きし、市の総合計画で生物多様性地域戦略と深く関わる森林文化都市構想などの関連計画との整合性を図るために、策定期限を来年度に変更することとしたいと考えております。よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいまの説明についてご質問ありましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>前回の素案に変更、追加があればお聞きしたいと思います。</p>
事務局	<p>内容等で大きな変更はございません。環境省の担当者と意見交換もしておりますので、広く皆様からの意見を反映した計画にしたいと考えております。</p>
委員	<p>質問ではありませんが、素案の18ページの四季折々鶴岡市で見られる虫としてヒメギフチョウを掲載していますが、ヒメギフチョウは分布しておりませんので削除して下さい。</p>
事務局	<p>ご指摘ありがとうございます。</p>
委員	<p>20ページの魚類のところ、国外からの移入と国内における移入を区別して記載された方がいいと思いますので宜しく申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。ご指摘のように整理したいと思います。</p>
会長	<p>では、協議に入ります。最初に第3次鶴岡市地球温暖化対策実行計画(案)について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>第3次鶴岡市地球温暖化対策実行計画について説明させていただきます。本市はこれまで地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきまして、鶴岡市地球温暖化対策実行計画を策定しております。この計画は平成20年度に5か年計画として策定しており、事務事業編として本市における市の所有施設での事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減を推進してまいりました。また平成25年度から平成</p>

29年度までの5年間を第2次計画として実施しているところでございます。このような中、地球温暖化や気候変動による異常気象などの地球規模の環境問題の深刻化、国際的な枠組みであるパリ協定を踏まえた我が国の地球温暖化対策、また東日本大震災を契機とした安全、安心に対する市民意識の高まり等の状況に対応していくために、市の所有施設のみの計画ではなく、市域全体における実効性のある温暖化対策を総合的に推進する必要性が求められることから、これまで運用してきた計画期間の終了に伴う改定にあわせまして、新たに区域施策編と呼ばれる市内の一般家庭や事業所から排出される温室効果ガスの削減、さらに、気候変動における地球温暖化の適応に向けた対策を盛り込んだ計画として、第3次鶴岡市地球温暖対策実行計画の策定を検討してきたところです。では、事務事業編、区域施策編、気候変動による影響への適応のための対策と施策を少し詳しく説明させていただきます。冒頭に述べましたとおり、この計画は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき計画を策定しております。事務事業編につきましては、法第21条に基づき全ての自治体に策定が義務付けられており、市の所有施設のみを対象として、事務事業に伴って発生する温室効果ガス排出量の削減を計画したものといたします。対象としておりますのは本市のすべての事務事業でありまして、市役所の各施設における電気やガス、ボイラーなどのほか、市の公用車のガソリン使用量、都市公園の電灯などを対象としております。次に、今回新たに計画に盛り込む予定でございます区域施策編につきましては、同様の法第19条に基づき、その区域全体の温室効果ガス排出の抑制を行うための施策に関する事項を定める計画となっており、市有施設のほか、市内の一般家庭や事業所を対象とするものです。この区域施策編は、都道府県及び政令指定都市、中核市には策定が義務付けられておりますが、鶴岡市を含むその他の市町村については策定が努力義務となっております。山形県の他、市町村では山形市、寒河江市、村山市、尾花沢市、最上町、庄内町などが策定済となっております。次は気候変動の影響への適応のための対策、施策についてです。地球温暖化によって起きている気象状況の変化などの気候変動の取組は大きく2つの考え方があります。1つは、二酸化炭素などの温室効果ガス排出を抑制する緩和策と呼ばれるもの、そしてもう一つはすでに起こっている気候変動の影響は避けられないものとして、その影響に対する現状や将来リスクを把握することによって、対策や取り組みを行い、その影響を軽減するという適応策というものです。この適応策について、国は気候変動の影響への適応計画を策定しており、山形県でも昨年末に見直した温暖化対策実行計画の中に計画を加えておることから、本市でもこの度の計画改定にあわせて盛り込むものです。なお、この気候変動の関連については、現在の国会におきまして、気候変動適応法案が本日閣議決定されまして、自治体は計画策定に努めることとなります。本市ではそれに先がけて計画を策定する形となります。以上の大きな3つの内容を盛り込んだ計画の策定を検討してきたところです。前段が長くなりましたが内容の説明をさせていただきます。まず全体の構成ですが、1章から4章までの4つに分類しておりまして、第1章に計画の基本的事項、第2章に鶴岡市全体の新しい取り組みとなります区域施策編、第3章は事務事業編、第4章は計画の推進に向けての推進体制や進行管理について記載しています。以降の説明に

については、主な概要を説明させていただきます。まず第1章の計画の基本的事項。計画策定の背景として地球温暖化の影響による環境の変化、その内容を受けての世界や我が国の動向を記載しています。次に本市の特性として、自然的条件や社会的条件を記載しています。次に16ページですが、本計画を策定するにあたり、市民及び事業所へのアンケートを今年度12月から1月にかけて実施しておりますが、その概要を記載しております。アンケートの詳細については、資料編として冊子の後半に掲載しております。16ページからは、鶴岡市の二酸化炭素排出状況をまとめています。市全体の排出量につきましては正確に算出することが困難ですので、環境省の策定マニュアルに従い算出方法や対象とする温室効果ガスを検討し、推計値を出しているものです。17ページでは、これまでの本市における二酸化炭素排出量の推移をグラフに表したものです。こちらを見ると排出量は近年およそ横ばいで推移しているという事がわかります。しかし、1990年度と比較すると現在の排出量は増えていることがわかります。また、同ページ下段ですが、こちらは一人当たりの二酸化炭素の年間排出量を山形県及び全国と比較したものです。こちらをみると全国の平均よりも山形県と本市は下回っているという事がわかります。次に18ページは二酸化炭素の部門別排出量になります。こちらは排出量を産業部門、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門、廃棄物部門の5つに分けて割合を出しているものです。19ページは、前ページの排出量につきまして、国と県と本市の比較です。20ページは本市の二酸化炭素排出量の将来推計になります。将来推計といえますのは、本市において今後新たな温暖化対策を講じないまま推移した場合、どのようになるかの将来推計を算定したものです。こちらの算定にあたりましては、環境省のマニュアルに従いまして算出したものとなっております。21ページの上のグラフが将来推計となります。2013年度の実際の排出量、それから2020年度、2030年度、2040年度の将来推計となっております。全体を見ると将来的にもそんなに排出量自体は変化ないように見えますが、将来的に鶴岡市の人口が減ると予測されている中で排出量が変わらないというのは、一人当たりの二酸化炭素の排出量が増えるという事になります。22ページは計画の目的と位置付けです。計画の位置付けとして、国や県と調整しながら関連計画である鶴岡市のエネルギービジョンと整合性を図り、本計画を進めていきます。23ページが計画の基本的事項です。計画期間は平成30年度から2030年度までの13年間の計画で考えており、5年ごとに必要に応じて見直しの検討を行うものです。基準年度は2013年度、これは国の計画の基準年度に合わせる形としております。24ページ第2章からは区域施策編となっております。この区域施策編は鶴岡市全体の取組計画でして、今回新たに策定するものです。対象とする範囲につきましては、冒頭申し上げた通り鶴岡市全域として、市民、事業者、行政すべてを対象としたものです。対象とします温室効果ガスは、環境省のマニュアルに従い中核市未満の市町村で特に把握が望まれるものとして、エネルギー起源二酸化炭素と非エネルギー起源の二酸化炭素の2種類を対象としています。その他のメタンや一酸化二窒素等についても二酸化炭素と同様に削減に向けた取組を実施していきますが、今回の削減の把握対象としては二酸化炭素のみに絞っています。これは、二酸化炭素については国で

推計値が公表されていますが、メタンや一酸化二窒素につきましては市町村単位での推計値算出が困難であり公表もされていないことから今回は対象外としたところです。25ページには把握対象とする部門を5部門に分けています。また、計画期間を2018年度から2030年度までの13年間とし、目標を短期、中期、長期に分けて短期目標を5年後の2022年度としています。これは必要に応じて計画を見直すような短期目標となっております。また中期目標、これが計画期間での目標年度となりまして、13年後の2030年度としております。また遠い将来の話になりますけれども、2050年度を長期目標としております。26ページになりますが山形県と国ではすでに実行計画区域施策編を含めた計画が出来ておりまして、国、県の計画に合わせる形で目標年度と削減目標を設定しています。国の温暖化計画では中期目標と致しまして2030年度までに26%の温室効果ガス削減、また長期目標としては2050年度まで80%削減となっております。昨年度中間見直しを行った山形県の計画では中期目標、長期目標を国と合わせる形となっております、国では短期目標を設けておりませんが、山形県は独自の積み上げ方式で短期目標を19%と定めております。本市は国と県にならった形で長期目標80%、中期目標26%とし、2022年度の短期目標につきましては2013年度から2030年度を直線で結んだ線にくる数値の14%を短期目標として定めております。27ページから33ページまでが区域施策編における二酸化炭素削減に向けた取組内容です。27ページに各主体の役割、それぞれ市、事業者、市民の3つの区分に分けて、それぞれで役割をもちながら連携、協働して具体的な取り組みを進めることを考えております。28ページは省エネルギー化を推進する取組として市、事業者、市民の取組、29ページは再生可能エネルギーを導入する取組、30ページは自動車の利用や運転を見直す取組、31ページは緑の活用を進める取組、32ページはゴミの発生・排出を抑制する取組、33ページには意識啓発への取組の推進、以上6つの取組について各主体が役割を持ちながら二酸化炭素の削減に向けた取り組みを行う計画となっております。続きまして34ページは気候変動の影響への適応策の推進です。気象庁からデータをお借りして、鶴岡市における気候の長期変化を示したグラフなどを掲載しているものです。35ページは1977年度から2017年度において50年間に1.9度の割合で鶴岡市も気温が上昇している推移がわかるグラフです。36ページは山形県沿岸海水温の長期変化をグラフ化しています。37ページは気象庁の予測で山形県の将来の気候変動です。41ページは本市の将来気候変動の予測となっております。43ページからは、気候変動に関する市民、事業者の意識を事前アンケート調査により把握した内容のうち、気候変動の影響関係の回答を集めたものです。上の表は、身の回りでどのような地球温暖化の影響を感じますかという問いについての集計結果です。こちらは猛暑日の増加と自然災害の増加の回答率が5割以上、そのうち自然災害の増加が75%とかなり高い結果となっております。グラフは地球温暖化の影響に対応するため行政はどのような分野に重点をおいて進めていくべきかという問いについての集計結果です。一番高い回答が自然災害分野となっております。続いて農業分野、健康分野となっております。44ページからは国や県の取り組みです。46ページは本市に

おける取組です。本市の適応策においては、市民の生命及び財産に直接的な影響を与えることが懸念される分野や、アンケート調査で、地球温暖化の影響に対して重点をおいて進めていく分野として回答が多かった分野を優先度の高い分野と位置付けたうえで、国と県との適切な役割分担の下で市として取り組む分野として自然災害・沿岸域分野と健康分野の2分野としております。自然災害分野では、短時間での強雨や局地的ゲリラ豪雨、河川の氾濫等が高まる恐れからのハザードマップの見直しや、国や県が開催する協議会への参画といった取組を行います。健康分野につきましては熱中症への対応、また感染症媒体であるヒトスジシマ蚊などの感染症対策を行う事が盛り込まれております。続きまして第3章の事務事業編です。第2章は鶴岡市全体の計画ですが、こちらは鶴岡市役所の事務事業からなる温室効果ガスを抑制する取組みとなっております。47ページはこれまでの第1次計画、2次計画の取り組みを踏まえた結果になります。平成22年度は約45万トンだった排出量がだんだん下がってきておりまして、第2次計画では5年間で5%の削減目標を定めて、計画4年目の段階で7.35%CO2削減目標を達成される見込みとなっております。48ページは基本的事項として対象範囲と対象とする温室効果ガスを記載しています。こちらは第2次計画と同様のものを対象として取り組むものです。49ページの目標年度は、区域施策編に揃える形で2018年度から2030年度までの13年間の計画とし、短期目標は2022年度までの5年間で必要に応じて計画を見直す時期とし、目標とするのが2030年度となっており、国や県と揃えるような形で目標値を設定したところがございます。ただ山形県の計画が2020年度までの計画となっており国の目標とは合っておりませんが、今後計画を改定する際に国の計画に合わせて目標値を40%削減とする考えがあることを県の担当者から聞いております。そうした事も踏まえまして本市の目標値を2030年度40%削減とし、短期目標につきましては2022年度12%削減としているところです。50ページ以降は温室効果ガス削減に向けた取り組みを記載しています。市役所の全体な取組推進から職員の日常事務における環境配慮行動、例えば昼休みの照明の消灯やトイレの消灯とか、そういう細かい所からコツコツ積み上げて温暖化対策、二酸化炭素の削減を進めて行く内容です。最後に第4章は計画の推進体制を記載しています。環境審議会に進捗報告をしましてご提言を頂きます。温対法に基づく地域協議会として設置している環境つるおか推進協議会にも同じく進捗報告をさせていただき、ご提言を頂きます。なお、本協議会は環境フェアつるおかの実施団体でもあるため、環境フェアつるおかを地球温暖化対策情報発信の場として、今後も実行計画の取組みに協力いただければと考えております。事務事業編としましては、市長をトップにした体制を構築し、推進会議の開催、実行部門では各課長がエコ管理者として削減の取り組みを推進し、各課の係長級がエコ推進員として取り組みの実行部隊となります。進行管理に関してはPDCAサイクルに基づきながら行っていく考えでおります。また、結果は市のホームページ、広報などを通じて公表してまいります。第3次鶴岡市地球温暖化対策実行計画の説明は以上です。

会長

ただ今の説明について、ご意見ご質問がございましたらお願いいたします。

委員	<p>中国は去年で資源ごみの持ち込みが全面禁止となりました。廃プラの受け入れも出来ない状況のなかで、鶴岡市の資源ごみがどのようになっているか把握されているもののでしょうか？</p>
事務局	<p>ご質問ありました廃プラの状況に関して事務局で把握はしておりません。把握しているとすれば市民部廃棄物対策課となりますので、お知らせする機会があればお知らせしたいと思います。</p>
委員	<p>新聞報道では世界の6割のごみが中国に持ち込まれていると言われていています。私の想定ですが、鶴岡市の廃棄物業者からも相当あったのではないかと思います。中国に持っていけなくなったということは、国内で処分することとなりますがCO2に対して影響があるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>廃棄物処分量に関しては把握しておりませんのでご容赦願います。ただいまのお話は実行計画（案）には出ておりませんが、計画に必要ながあれば修正なり追記なりの対応をしてみたいと思います。</p>
委員	<p>太陽光発電装置の耐用年数はどの位ですか。発電事業と送電事業が同じ東北電力では、どうしても電力会社の都合によって送電量が満杯になると売電が頭うちにされるそうです。一時は政府もその兼ね合いで送電事業と発電事業を別にするということを考えてようですが、今はそんな話は出なくなりました。その辺の動き、その兼ね合いをどのように進めていくのか案がありましたらお知らせ下さい。</p>
事務局	<p>太陽光発電の耐用年数に関しては明確な資料はございませんが、本市では平成25年度以降に国庫補助金を活用して太陽光発電と蓄電設備を各学校に導入して災害時に備えておりまして、その設備の耐用年数は17年としております。送電容量の制約の件につきましては、市町村単位よりもう少し大きい範囲での働きかけが行われると思っております。県の方で全県を視野に検討されておると思っております。</p>
委員	<p>事業者と市民の行う対策に関して、努めましょう、参画しましょうという表現になっていますが、事務事業編のようにもっと具体的な表現の方が良いのではないのでしょうか。緩和策の表現も同様に思います。</p>
事務局	<p>市の取組となります事務事業編は、第1次計画、第2次計画とこれまで実施してきた経験のなかで、ゴミ分別だとか昼休みの消灯のように、細かく具体的に取り組みを実施しております。ただ区域施策編につきましては、一般家庭や事業者までの広域な計画となることから、詳しく書く事が難しいと考えております。ただ、計画でもう少し踏み込んで書くことは可能だと思いますので、今後検討していきたいと思っております。</p>

委員	<p>照明のエコ家電購入に補助金をつけるとか、ごみの排出抑制としてゴミ有料化にすればゴミ減量化につながると思います。雑紙やプラスチック容器包装の収集方法を検討して、市民のリサイクル意識を啓発すれば燃やすごみも減ると思うので、市民を誘導するような制度改正をするようなことを書いたらどうでしょうか。</p>
事務局	<p>財政的な負担を伴う内容を盛り込んだ計画は今のところ考えておりません。国民運動クールチョイスに全面的に協力して皆さんに国民運動の趣旨目的をPRしていくといったようなことはやってまいります。また、計画には具体的な施策を載せない方向性で作成しております。前向きに啓発活動を進めて削減目標を達成する努力をしていく考えでおります。</p>
委員	<p>26ページの鶴岡市のCO2の排出量981.4という数字がありますがこの数字の元データを把握されておりますか。</p>
事務局	<p>20ページの表の算出に用いた部門ごとの指標があります。国で将来的な推計の指標となる参考例とし部門ごとに挙げているものがございまして、それを用いて将来的な指標を出しております。この中には鶴岡市の将来人口を指標として算出できるものもありますが、できないものが多く、鶴岡市の人口の将来推計以外ですと全国平均的なものとなってしまいますので、表現の仕方としては26ページのグラフにまとめています。</p>
委員	<p>細かなデータから、温室効果ガスを一律14%減らすのか実施する側はこの取組でCO2が削減できるのか実感が湧かないと思います。細かいデータを市が把握しているのであれば具体的な話も出来ると思います。一番削減効果があるものを目星つけないと進まないのではないかと思います。また、ごみ減量でCO2が減る説明をお願いします。</p>
事務局	<p>省エネルギー、再生可能エネルギーという取組を一番、二番として、わかりやすいものから取り組む方法も含めて検討していきたいと思います。また、ゴミを焼却する際に排出される温室効果ガスを、ごみを減らす取り組みで減らしていく考えています。</p>
委員	<p>焼却炉から出るCO2という事ですね。資源リサイクルに関してはCO2の計算が難しく、どのようにリサイクルしたかによって逆にCO2が出ていたというような計算もあるので、安易に地球温暖化とゴミ減量という議論がなされないまま、イメージだけで言われているようです。省エネとか再生可能エネルギーとかをどんどん進めたほう良いと思うし、個人的にはゴミの減量はやっていいと思いますが、地球温暖化というとニュアンスが少ずれるかなと思います。</p>
会長	<p>次に、②鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドラインの</p>

事務局	<p>改正について事務局お願いします。</p> <p>ガイドラインは、再生可能エネルギー供給施設の設置を行う事業者に対して、市として必要な指導等を行うことにより事業者と市民の総理解のもとで再エネの円滑な推進が図られることを目的としたものです。今回の改正は、昨年3月にガイドラインを策定後に届出された中に、住宅地に極めて近接した場所で風力発電が計画されたものがありました。事前に地元説明がなく地域住民が非常に不安感を持ったことから、市が住民説明の実施を事業者に伝えたことが動機となっています。改正は主に小型風力発電についての取り扱いを明確にするためです。ガイドラインの対象施設は10KW以上100KW未満の風力発電施設及び太陽光、小水力、バイオマスその他の再生可能エネルギー供給施設となっております。また、専ら自家消費を目的とする施設は対象外としておりますが、これを改め、適切な設置と維持管理を求める形で定めます。自家消費以外の施設で風力発電設備については現在のガイドラインで10KW以上100KW未満を対象とするとしていますが、これを100KW未満に改めます。また、風力発電設備と住宅からの距離に関してですが、いままで住宅からの距離の規定を定めておりませんでした。新たに100KW未満の風力発電施設について定めることといたします。自家消費以外の風力発電に関して、住宅等と当該風力発電施設との距離が地上と風車の最高との長さの3倍以上とすること。ただし、その距離が300mに満たないときは300m以上とすることとしました。距離は先進事例を参考としております。</p>
会長	ご質問、ご意見ありませんか。
委員	100KWというのは1つの計画に対してでしょうか。
事務局	1計画当たりとなりますので、複数設置する場合は全体で100KWかどうかということになります。
委員	今年80KW作って、2年後にまた作るというような連続性のある事業があると思いますが。
事務局	1計画で考えますし、そういった事業が生じた場合にその都度対応しますし、あるいは必要があればガイドラインを改正していく方向で対応したいと考えております。全体的な計画として考えることが基本的にあります。
委員	A事業者、B事業者がそれぞれ設置する場合もあるわけですね。
事務局	その時に適切に判断していきたいと思います。
委員	環境省の環境アセスをやっている三瀬の八森山に風車を作ることにに関して、建設

	<p>地は特別保護鳥獣のクマタカが多く住んでおり、環境ではなく猛禽類に関する配慮が見えていない。環境アセスに一括りにすると弱い感じがする。鶴岡市は森林の多い市であります、山際にはかなり多く生息しています。項目の中に必要だと思うがいかかでしょうか。</p>
事務局	<p>さまざまな観点から、全体に配慮しなければならないことを認識しておりまして、風力ガイドラインには自然環境に配慮し必要な措置を講じると書いております。ガイドラインは全体のバランスも考慮して、どこまで細かく書けるか考ええて作成しております。自然環境に配慮することを明示し、それぞれの設置場所に応じて外部の皆様からご意見をいただきながら事業者にお伝えしていく考えでおります。ガイドラインは規制ではなく指導するひとつの基準です。事業者の方からは住民の方だけではなく、住民以外の方の広い意見も聞いて頂き、それを反映して頂きたいと考えております。</p>
委員	<p>相談の有った住民の不安というのは騒音なのか、または風力発電設備の存在そのものなのか、どういう感じだったのでしょうか。</p>
事務局	<p>頭の上で回っているものが存在することが不安なのだと思います。すぐ下に通路があることも不安の原因としてあげていました。具体的に騒音の不安ではなく、物理的なものに不安を感じているようです。</p>
会長	<p>(3) その他について何かございますか。</p>
事務局	<p>第1回環境審議会でも出ました質問で、後に確認したことを報告させていただきます。1点目は鶴岡バイオマスの排水方法について確認しました。取水した地下水は冷却塔やボイラーの冷却水として全体の96.9%が使用されておりまして、その内の8割弱は水蒸気として大気に放出されております。排水方法は冷却途中で一部の水がオーバーフローして側溝に排水される仕組みとなっており、排水量はごく少ないものとなっております。また市では年2回排水水の温度測定をしております、排水水が水路を流れる過程で温度が下がり内川に流入する付近では内川の水温とほぼ同様の値になっていることから環境への負荷は小さいものと考えます。なおボイラー内部で使用された地下水は下水道に流すことから側溝への排出はございません。続きまして2点目の質問は、自動車騒音調査の環境基準類型指定地域の設定を全市域に広げるように検討できないかという内容でした。指定地域は5か年計画で設定することとなっております、平成23年から平成28年度までの5箇年は鶴岡地域のみとなっておりますが、平成29年度から平成34年までの5箇年計画では、指定要件に基づき都市計画区域の用途地域のある藤島地域と温海地域を加えております。国道などの幹線交通を担う道路を対象に自動車交通騒音の調査計画を作成しており、主な評価対象道路としては、藤島地域が国道345号線、温海地域が、国道7号線、国道345号、主要地方道余目温海線となっております。次に、北日本</p>

	<p>朝日事業場跡地の水質調査をいつまで続けるのかのご質問を頂きました。朝日地区の産業廃棄物不法投棄跡地の水質調査は、法に基づく調査ではなく、住民の不安感情を和らげる調査として県と市が自主的に実施してきたものです。10年以上異常数値が出ないことから、平成24年度を最後として県が検査を終了しています。その後も市は調査を継続しておりますが、数値に異常は出ておりません。今後の調査をどのように続けるかに関しては、調査地域の住民会である熊出中自治会長にご相談いたしました。その後、住民懇談会で皆さんにご相談したところ、現在5箇所の調査箇所を次年度から1箇所とすることとなりました。つきましては、住民の安心のための水質調査を平成30年度から検査箇所1箇所として実施したいと考えております。</p>
委員	<p>八森山の風力発電事業の環境アセスメントの手続きの進捗についてお聞きしたい。</p>
事務局	<p>去年3月に準備書が作成され、それに基づいて説明会縦覧、意見聴取を行っておりまして、それを踏まえて去年8月7日県知事からの意見が出されて、10月11日には、県知事意見を踏まえた経済産業大臣の勧告がなされました。事業者は、この大臣勧告を反映させた計画を策定したうえで最終的に環境影響評価書が出来ます。ただ事業者側の説明によりますと、6月から1年間の風況調査を継続実施中ということでもあります。また、調査に基づいて施設の規模、配置を変える可能性もあるというふうにも聞いております。</p>
会長	<p>他にないようですので、これを持ちまして協議を終了させていただきます。</p>
事務局	<p>議事4、その他に入ります。委員の皆様からございますか。ないようなので、これを持ちまして第2回環境審議会を終了させていただきます。</p>

--	--